

平成 21 年 9 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社デューデリジェンス
GCA 大学会計研究分科会「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見

平成 21 年 7 月 10 日に公表されました「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」につきまして、弊社にて検討いたしました結果、下記の通り意見を申し上げます。

記

【論点 3-5】少数株主持分の測定（全部のれんの可否）及び【論点 1】少数株主持分の取扱いについて：

少数株主持分を被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額によって測定する（購入のれんのみが計上される）方法（以下、「部分のれん」方式）を前提とする場合、支配獲得後の子会社持分の追加取得時における追加投資額と持分増加額との差額には、支配獲得後の資産負債の変動分等の要素に加えて、従来は非支配持分に帰属していた超過収益力（のれん）も含まれるものと考えられる。ここで、当該差額を純資産の部の評価・換算差額等として取扱うこととした場合は、本来であれば親会社持分の毀損状況を検討する減損テストの対象となるべき「のれん」の追加取得分までも同様の取扱いとなり、親会社にとっては減損エクスポージャーの低減という結果をもたらすこととなる。

これにより、一連の取引を敢えて複数回に分割し、段階的に子会社株式を取得することにより支配獲得時ののれんの金額を圧縮する一方、追加取得に係るのれんを評価・換算差額等として扱うことで、のれんの減損エクスポージャーの低減を図ることが可能となりうるものと考えられる。

のれんの減損テストにより、企業結合に関する成否及び経営者の経営責任を明らかにしていくことを重視した場合、子会社株式の一括取得か分割取得かにより減損テストに晒されるのれん金額に差異が生ずることは望ましいものではないと考えられるため、少数株主持分は本来、部分のれん方式ではなく、取得日の非支配持分の公正価値により測定する方法（以下、「全部のれん方式」）により測定し、予め非支配持分に対するのれんも認識しておくべきであると考

える。

このように、支配獲得時に非支配持分に対するのれんも認識しておくことで、その後の追加取得分に係る減損テストも有効に機能することになるものと考ええる。

一方で、国際財務報告基準は、「非支配持分は、取得日における非支配持分の公正価値又は被取得企業の識別可能資産の公正価値のいずれかで測定しなければならない」とし、「全部のれん方式」のみならず、「部分のれん方式」を採用することも容認している。

国際的な会計基準へのコンバージェンスの観点から「部分のれん方式」を採用することを容認することも考えられるが、政策的に取得時期をずらしたような場合においてものれんの計上金額が変動することがないよう、「部分のれん方式」を採用する際には、子会社株式の段階的な取得について、実質的に当該取得が一連の取引によるものとみなされる場合にのれんが全額認識されるように、実務指針等で一括取得とみなす要件等を示すことが必要になると考える。

【論点 4-1】 のれんの償却について：

期間収益と費用の対応という観点からは、規則的な償却を行うことに一定の合理性があるとも考えられるが、「のれんを償却しないとする考え方の根拠」にある通り、全てののれんの価値が減少するわけではなく、減価する場合でも每期規則的に減少するわけではない。のれんが減価しているかの判定及び測定は、事業年度毎にのれんの減損テストによって行われるべきである。減損テストの結果として減損損失を認識することによって、企業結合に関する成否も明らかになり、経営者の経営責任もより明確になると考える。

また、企業結合に関する成否及び経営者の経営責任を明確にするという観点からは、減損テストを行う際には、現行の我が国会計基準における取扱いのように「のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えたより大きな単位で行う」のではなく、事業単位（資金生成単位）で企業結合の成果を把握できるように、国際財務報告基準で定めているように資金生成単位にのれんの簿価を配分した上で減損テストを行う方法を原則とすべきであると考ええる。

【論点 3-4】 偶発負債及び企業結合に係る特定勘定への取得原価の配分について：

我が国の会計基準における「企業結合に係る特定勘定」は、「取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失であって、その発生可能性が取得の算定に反映されているときは、負債として認識する」とあり、企業結合日以後の業績に反映させずに投資原価の回収計算を適切に行うという観点からその計上が求められているものであるが、その測定方法が明確に定められておらず、当該負債を認識さえすれば、企業結合日以後に適切な投資原価の

回収計算が行われるとは必ずしも言い切れない。

また、企業結合に係る特定勘定の例示には、「人員の配置転換や再教育費用」、「割増（一時）退職金」、「資産の処分に係る費用」など、将来における取得企業の経営意思によって発生するものも含まれており、その負債金額の見積りの客観性・妥当性に疑問が残るとともに、企業結合時の取得原価を、取得企業の経営意思に基づいて将来発生する負債に対してまで配分を行うこと自体適切でないとも考えられる。

正確な識別可能資産・負債の認識及びのれんの算定を行うためには、本来、国際的な会計基準で定めている通り、企業結合前の被取得企業固有の事象に起因して発生する偶発負債に限定してその信頼性に応じて識別可能負債の認識の検討を行うべきであり、取得企業の経営意思によって将来発生する可能性のある費用・損失までを負債として認識するべきではないと考える。

しかしながら、企業結合に係る特定勘定は、平成 20 年 12 月に公表された企業結合会計基準において見直されその計上が義務化されたばかりであり、今後、その計上を見越して企業結合を行う日本企業が多く出てくることも予想される。実務上の混乱を避けるために、国際的な会計基準へコンバージェンスが進む今後の過程において、再度見直しを検討すべきであるとする。

以 上